

「業務委託契約約款」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第18条 省略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第19条 省略</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11)受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者</u>、受注者が法人である場合には<u>その役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。)が<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p><u>ロ 役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p><u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者</p>	<p>第1条～第18条 省略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第19条 省略</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11)受注者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者</u>を、受注者が法人である場合には<u>その役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者</u>をいう。以下この号において同じ。)が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ <u>役員等が</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者</p>

「業務委託契約約款」新旧対照表

改 正 案	現 行
に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 第20条～第34条 省略	に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。 第20条～第34条 省略